

東播磨甲南会会則

平成 5年2月28日制定

平成19年6月 2日改正

(総 則)

第1条 本会は東播磨甲南会と称する。

第2条 甲南大学同窓会の東播磨地域を拠点とする団体として、同窓会及び大学との連絡を密にするとともに会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各項に掲げる事業を行うものとする。

1. 親睦会、交流会、研修会等の開催
2. 新聞の発行
3. 甲南学園と同窓会本部の事業への参加及び協力
4. 名簿の発行
5. その他必要な事業

(会 員)

第4条 本会は次の者をもって会員とする。

1. 甲南学園卒業生のうち、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町及びその近郊に在住、または勤務している者。
2. 甲南学園に在籍したもので役員会の承認を得た者

(組 織)

第5条 本会の役員は次の通りとする。

1. 名誉会長を置くことができる。
2. 顧問 若干名 置くことができる。
3. 会長 1名 本会を代表する。
4. 幹事長 若干名 本会の事務一般を統括する。
会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
会長の承認のもとに役員会の議案を作成する。
母校、同窓会本部とのパイプ約として会長より委嘱を受け代理となる。
5. 監事 2名 事業及び会計を監査する。
6. 会計 1名 会計をつかさどる。
7. 副幹事長 若干名 幹事長を補佐し、幹事長の不在の場合は幹事長の職務を代行する。
それぞれは委員会の一つを担当し、アドバイス等の支援をする。
8. 委員長 各委員会1名 委員長はその委員会をつかさどる。
9. 副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長不在の場合はその職務を代行する。

(役員を選出等)

第6条 役員を選出は役員会が行い、総会がこれを承認する。

(任期)

第7条 1. 役員任期は3年とし、再選を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた時は速やかに補充するものとし、後任者は前任者の任期を継承する。尚、後任者は役員会で選出後、次の総会が開催されるまでの期間に限り、総会の承認を得たものとみなす。

(役員会)

第8条 1. 役員会は会長が招集し、会長、幹事長、副幹事長、会計、委員長、副委員長を以って構成する。
2. 監事は役員会に出席し意見を述べる事が出来る。
3. 役員会は副幹事長が議長となり次の事項を審議する。
イ. 総会に関する事
ロ. 第3条の事業に関する事
ハ. 幹事会が立案した事
ニ. 本会の運営に関する必要な事
4. 役員会の議事は出席者の過半数をもって可否を決し、可否同数の場合は議長が決する。

(総会)

第9条 本会は年1回定時総会を開くものとする。

第10条 総会の議事は出席者の過半数をもって可否を決し、可否同数の場合は議長が決する。

第11条 総会の議長は総務委員長又は総務副委員長がおこない次の事項をする。

- イ. 役員承認
- ロ. 事業、会計承認
- ハ. 会則改正
- ニ. その他本会の重要事項で役員会が認めた事項

第12条 会長は必要に応じて臨時総会を開く事が出来る。

(幹事会)

第13条 1. 本会は幹事会を設置する。
2. 各委員長は幹事を兼務する。
3. 幹事会は幹事長が招集し、幹事長、副幹事長、会計、幹事(委員長)をもって構成する。
4. 幹事会は本会の活性化を図るために必要な施策の企画立案を行い、役員会が決定した施策を実施するに当たっては指導的役割を担う。
5. 幹事長は必要に応じて幹事会にオブザーバーの参加を招聘する事が出来る。

(委員会)

第14条 1. 本会は当分の間、総務、地区、広報の委員会を設置する。但し、役員会の決定によって委員会の新設または統廃合を行う事が出来る。
2. 各委員会メンバーは委員長が指名、幹事会の承認を得る。

3. 各委員会の主な任務

総務委員会

- ・ 名簿の管理、発行
- ・ 総会を取り仕切る
- ・ 事業計画、予算（案）の作成等

地区委員会

- ・ 会員の増強
- ・ 定時総会後の懇親会、その他親睦行事等

広報委員会

- ・ 機関紙の発行
- ・ 対外広報活動等

4. 副委員長は委員長が必要と認めた場合、幹事会に出席、意見を述べる事が出来る。

(会 計)

第 15 条 本会の経費は入会金（終身会費）、臨時会費、寄付金及び雑収入をもって支弁する。

第 16 条 会員の入会金及び臨時会費は別に定める。

第 17 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1. この会則は平成 5 年 2 月 28 日より施行する。
2. 本会の入会金（終身会費）は 10,000 円とし、入会時初回のみ支払うものとする。
3. 総会その他の行事にあたって、適宜臨時会費を徴収することができる。
4. 設立年度の会計年度は施行日より同年 12 月末日までとする。
5. 事務局は当分の間、加古川市野口町野口 118 共立サービス内 TEL079-426-0088 に置く。

附 則（平成 14 年 5 月 18 日改正）

1. この会則は平成 14 年 5 月 18 日から施行する。
2. 事務局は、加古川市野口町野口 116-1（株）共立サービス内 TEL079-426-0090 に置く。

附 則（平成 19 年 6 月 2 日改正）

1. この会則は平成 19 年 6 月 2 日から施行する。
2. 会の役員は次の会員とする。

会 長 姫路市仁豊野字西山 943-124 森 滋郎

幹事長 加古川市野口町古大内 349-24 三宅 隆宏

会 計 高砂市米田町米田 409-7 岸本 明広